

外国人受入れ企業・就学先の みなさまへのお願い



日本で就職、就学をする外国人の方が増えている中、犯罪に関与してしまう外国人の方も残念ながらいらっしゃいます。外国人受入れ企業や就学先のみなさまには、外国人の方が犯罪に加担したり、巻き込まれたりしないようにするため、ご協力をお願いします。

次のような行為は犯罪です！

【犯罪行為と事例】

- 1 口座の売買・譲渡 → 犯罪収益移転防止法違反など
預貯金口座（預金通帳やキャッシュカードを含む。）を売買したところ、詐欺や不正送金に利用された。
- 2 携帯電話の不正売買 → 詐欺罪、携帯電話不正利用防止法違反など
携帯電話を売却したところ、詐欺などの犯行ツールに利用された。
- 3 不正送金 → 詐欺罪など
詐欺の被害金などを口座から引き出したり、別の口座に送金したりした。
- 4 不正配送 → 詐欺罪など
詐欺の被害品などが自宅に配送されたので、別の場所に転送した。
- 5 偽造クレジットカードの利用
→ 詐欺罪、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪など
買い物のアルバイトと言われ、渡された偽造クレジットカードで買い物をした。

所属する外国人の方が犯罪に関与することは、企業や学校にとっても大きなデメリットとなります。



ご指導していただきたいこと

- 1 上記のような行為は犯罪であること。
- 2 「犯罪だとは思わなかった」、「アルバイトのつもりだった」では済まされないこと。
- 3 おかしな話を見聞きしたり、誘われたりしても絶対に関与せず、相談すること。
- 4 犯罪に関与すれば、逮捕されることもあること。
- 5 母国に送金するときは、銀行等の金融機関や資金移動業者の送金サービスを利用すること。

ご協力していただきたいこと

- 1 口座開設時や携帯電話契約時には、同伴し、手続きのサポートをしてください。
- 2 帰国時には、口座などを解約したか必ず確認してください。
- 3 不審に感じることや疑問に思うことなどがあれば、遠慮なく警察や担当機関にご相談ください。

福井県警察本部
0776-22-2880（代表）